

# 短期入所生活介護おおすみ苑 サービス利用料金表

令和7年5月 改訂版

下記の料金表に従い、ご契約者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）と食事・居住費に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

1：介護給付の対象となるサービス料金（1割負担分）								※1日につき
① サービス利用に係る自己負担額								
要介護認定	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
単位数	1587	1968	2112	2316	2541	2754	2961	
② その他の介護給付サービス加算								加算額
加算の種類	送迎加算（片道につき）						552	
	サービス提供体制加算Ⅱ						54	
	夜勤職員配置加算Ⅳ						60	
	生産性向上推進体制加算Ⅱ						30	
	介護職員処遇改善加算（14%）						各個人別	
2：介護給付の対象外となるサービス料金								※1日につき
①食事に係る自己負担額（保険外）	利用者負担額			第1段階			300	
				第2段階			600	
				第3段階①			1,000	
				第3段階②			1,300	
				上記以外			1,445	
②居住費に係る自己負担額（保険外）	利用者負担額			第1段階			880	
				第2段階			880	
				第3段階①			1,370	
				第3段階②			1,370	
				上記以外			2,066	
3：利用者負担段階別・介護度別料金早見表（1日につき）								※加算は含まれておりません
段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
第1段階	2,767	3,148	3,292	3,496	3,721	3,934	4,141	
第2段階	3,067	3,448	3,592	3,796	4,021	4,234	4,441	
第3段階①	3,957	4,338	4,482	4,686	4,911	5,124	5,331	
第3段階②	4,257	4,638	4,782	4,986	5,211	5,424	5,631	
上記以外	5,098	5,479	5,623	5,827	6,052	6,265	6,472	
4：段階について								
【第1段階】世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方								
【第2段階】世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方（障害年金・遺族年金などは所得金額に含む）かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下。								
【第3段階①】本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下。かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下。								
【第3段階②】本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円超。かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下。								
【上記以外】第1段階・第2段階・第3段階①・第3段階②以外の方								